

第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの勧告

2025年2月15日～16日 日本（京都）

我々、第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（3rd CoL-YF）のユース参加者は、2025年2月15日から16日にかけて日本の京都に集まり、将来のリーダー及び変革者として、より安全かつ包摂的で公正なデジタル社会のイメージを具体化するために、知見を交換し、意見を出し合い、革新的な解決策を促進するという共通の目標に向けて一致団結して取り組んだ。

我々は、フォーラムの主要テーマである「包摂的で安全かつ公正な社会を形成するためのパイオニアとしてのユース：法務・司法分野における AI・デジタル技術の活用及び課題」を理解し、デジタル時代における、国連原則とビジョンを推進する上で、若者としての重要な役割と責任を有していることを十分に認識している。我々は、フォーラムの2つのテーマ別議題項目で概説されているグローバルな課題である「急速に発展する AI とデジタル技術の時代における安全で公正な社会の確保」と「AI とデジタル技術の責任ある利用を促進することによる法務・司法分野での革新」への取組に有意義な貢献をし、積極的に参加することを約束する。

フォーラムを通じて、我々は、多様な文化や国からの見識を交換しながら、犯罪防止と司法制度における人工知能（AI）を含むデジタル技術の可能性と課題を探求し、充実した議論を行った。我々は、若者主導のイノベーションが、より公正で安全かつ包摂的な司法プロセスを促進する上でどのように重要な役割を果たすことができるかを検証し、透明性と説明責任の原則を重視しながら、法務・司法分野における AI とデジタル技術の導入に伴う倫理的課題について取り組んだ。

また、情報格差を解消し、あらゆるレベルでのデジタルリテラシーを向上させるイノベーション、特に全ての人のための司法へのアクセスを改善するイノベーションを紹介することで、教育と若者主導のイニシアチブの重要性を強調した。これらの取組は、権利、責任、法の支配に対するより深い理解を促進し、より安全で包摂的かつ公平なデジタル空間の実現に貢献するために不可欠である。

国連事務総長の政策概要と 2024 年未来サミットの「将来世代に関する宣言」を受け、我々は、革新的な解決策を考案し、平和と安全への取組を推進し、「若者、平和、安全保障（Youth, Peace, and Security: YPS）」アジェンダに沿って若者の有意義な参加を促進する上で、我々が重要な役割を担っていることを認識し、加盟国の継続的なコミットメントに期待する。

我々は、世界の若者のエンパワーメント、法の支配の強化、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール16の達成に向けた日本の法務省の確固たるコミットメントを称賛する。この貢献は、国連薬物犯罪事務所（UNODC）が、第14回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された「京都宣言」及び2021年10月と2022年12月に開催された「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の成功に基づき、更に支持するものである。

これらの議論と討議を踏まえて、我々はここに、犯罪防止刑事司法委員会における議論の参考とするため、以下の実行可能な提言を提出する。

最終的な成果と勧告は、モンゴルのシュレン・オトゴンジャガル氏とフランスのセリア・メイジー氏の2人のユース共同議長によって発表され、2025年2月16日の第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム閉会式において共有された。

第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム (3rd CoL-YF) のユース参加者による勧告:

デジタルリテラシー、包摂性、公共意識の向上

- 1 政府及び民間企業、AI 開発者、メディアを含む関連ステークホルダーは、無料のデジタルリテラシーキャンペーンを実施し、詐欺、スキャンム、誤情報、サイバーセキュリティの脅威など、オンライン上の安全リスクに関する認識を高めるべきである。このようなイニシアチブは、特に女性や若者、高齢者や恵まれていないコミュニティなどの社会的弱者を対象とした、利用しやすいワークショップや研修プログラムを提供すべきである。その目的は、情報格差を解消し、安全で十分な情報に基づいたテクノロジーの利用を促進することである。
- 2 政府は、デジタルリテラシーの研修を、学校教育の全てのレベル及びコミュニティベースのプログラムを通じたノンフォーマル教育の中に組み入れることが推奨される。学校、大学及び公的機関は、専門家や市民社会組織と協力して、個人に必要な不可欠なデジタルスキルを身につけさせ、司法やその他の重要なサービスへのアクセスを向上させる新しい技術を利用できるようにすべきである。
- 3 政府は、デジタルリテラシープログラムを支援するための資金とリソースを適切に配分すべきである。若者主導のイニシアチブは、草の根レベルで地域主導の教育活動を実施するため、財政的な支援を受け、地域団体や民間企業の利害関係者と連携すべきである。

AI とデジタル技術への包摂的かつ公平なアクセスの確保

- 4 政府は、特に農村部や発展から取り残された地域における、重要なデジタルインフラ及びブロードバンドアクセスへの投資を強化するため、地方自治体、技術者、メディア企業を巻き込んだ官民パートナーシップを積極的に促進すべきである。これには、技術系企業に対する地方でのカバレッジ割り当ての実施、学校や高齢者介護施設での機器・装備の配布、地域ベースのデジタル技術センターや技術ハブの設立などが含まれる。これらの取組は、情報格差を解消し、司法や必要不可欠なサービスへの包摂的で公平なアクセスを確保することを目的としている。
- 5 政府は、官民連携して、オープンソースソフトウェア、オープンデータ及び AI モデルなどのデジタル公共財へのオープンアクセスを促進すべきである。これにより、デジタル、社会的、又は言語的な隔たりの拡大を防ぎながら、個人とコミュニティに力を与えることにつながる。政策は、市場への参入と公正な競争を奨励し、AI 主導のツールの独占を防ぎ、イノベーションの恩恵が広く共有され、全ての人々がアクセスできるようにすべきである。

デジタル空間の安全性を確保し、オンライン及び技術を利用した犯罪のリスクを軽減する

- 6 政府とカリキュラム開発者、学校、地域社会を含む関係者は、適切なオンライン対話を促進し、有害な行動を報告するために必要なスキルを個人に身につけさせるため、デジタル安全教育プログラムやキャンペーンを実施すべきである。これらのイニシアチブは、バ

ーチャルリアリティ（VR）などのデジタル技術や、インタラクティブなゲームアプリケーションを含むeラーニングツールを活用し、デジタルセーフティ、犯罪防止、若者の暴力防止に関する没入型トレーニングを提供すべきである。これらのプログラムは、言語的、世代的、文化的多様性を包摂し、特定の対象者に届くように調整され、オフラインのリソースによって支援されなければならない。

- 7 政府は、ディープフェイク詐欺、誤情報によるキャンペーン、プライバシー侵害を含むAI が助長する犯罪に関する規制の枠組みと法律を設けるべきである。法的枠組みは、AI が欺瞞、操作、又は不法な監視に使用されることを防ぐための罰則とその執行メカニズムの概略を示すものとすべきである。これには、悪用を防止し、人権の原則と枠組みに沿った、安全かつ安心で、責任ある AI の導入を確保するための、有害なコンテンツに対するツールの導入、報告及びブロックが含まれる。

新技術の倫理的使用とプライバシー権を含む人権保護

- 8 政府は、人権及びデータ保護当局と協力して、AI を活用して行うデータの収集、処理、保存及び使用を規制する強固な法的枠組みを設け、実施すべきである。これらの規制は、明示的にユーザーの同意を得ることを義務付け、不正なデータ搾取から個人を保護し、倫理的、安全かつ安心で、信頼できる AI 開発を確実にすべきである。開発企業及びサービスプロバイダーは、データ侵害が発生した場合、データ処理や著作権法、プライバシー基準、倫理ガイドラインの遵守について責任を負うべきである。
- 9 政府は、司法や警察の使用するアプリケーションにおける性別や人種による、又は経済的、社会的なバイアスを防ぐため、独立した機関による AI のバイアス検出監査を義務付けるべきである。定期的な独立監査は、AI 主導の法的プロセスにおける公平性、説明責任、透明性を確保するため、研修データ、アルゴリズムによる意思決定、システムのパフォーマンス、現実世界における結果を評価すべきである。
- 10 政府、学界、若者、民間企業のリーダー及び市民社会組織は、倫理的、安全かつ安心で、透明性のある包摂的な AI 開発を促進するため、AI 研究ネットワークと共同プロジェクトを強化すべきである。分野横断的なパートナーシップは、責任あるガバナンスとイノベーションを促進しながら、知識のギャップを埋め、リスクに対処し、AI の進歩を法的・社会的ニーズに合致させるために極めて重要である。

若者に焦点を当てた、若者主導の取組と革新の強化・支援

- 11 政府及び国際機関は、AI やデジタル技術の設計、導入及び評価において、サービス利用者、特に若者を支援し、権限を与え、積極的に関与させるべきである。これには、青少年諮問委員会の設立、政策フォーラムへの若者の参加、イノベーションラボ、法務・IT 学生ラボ、ハッカソンを通じた若者主導の組織とハイテク企業とのパートナーシップの促進が含まれる。
- 12 政府は、AI の倫理的でかつ責任ある開発において若いイノベーターに力を与えるため、資金、指導、奨学金及びフェローシップを提供することにより、若者主導の AI 研究の取組に投資すべきである。これらのイニシアチブは、専門家との協力を促進し、政策議論への貢献を推奨し、法的及び倫理的基準に沿った AI の進歩を促進すべきである。

デジタル技術を通じた司法アクセスの向上と司法制度の効果的な改善

- 1 3 我々は、政府がデジタル技術と AI の可能性を活用し、法的情報及び支援サービスの提供、裁判記録のデジタル化、効率性を高めて未済件数を減らし、法律専門家の負担を軽減するための安全で標準化された事件管理システムの構築、事件分析の改善と情報に基づいた司法の意思決定を可能にする法的データベースなどの機能において、司法制度の効率性を高めることを推奨する。一方で、生成 AI 及び予測 AI の両方がもたらす重大な結果を考慮すると、政府は、法執行、警察の活動、法的枠組みや司法手続における意思決定に AI を適用する際には慎重を期すべきである。
- 1 4 全ての人のインクルージョンと司法へのアクセスを促進するため、我々は、司法プロセス全体を通じて利用可能性とインクルージョンを高めることのできる、音声からテキストに変換するためのアプリケーション、画面読み上げ技術、アダプティブ・ツールなどのアシティブ・テクノロジーに AI を導入することを推奨する。これらの技術は、特にコミュニケーションや利用可能性の障壁に直面している個人にとって、法的手続への平等な参加を確保するために特に重要なものである。
- 1 5 立法者及び規制当局は、公正、無差別及び説明責任を確保し、迅速な調査及び是正措置の枠組みとともに人権を擁護する、司法、法執行及び刑事法改革の場面における AI 支援意思決定を管理するための、明確な倫理指針、規制の枠組み及び監督メカニズムを構築すべきである。それらは、迅速な調査や是正措置の枠組みとともに、差別のない公正さ及び説明責任を確保して人権を擁護するものである。AI のアプリケーションは、法律や司法の場面において適用する前に、バイアス、差別、その他の逆効果となる作用や人権侵害のリスクがないことを試験的に実証し、定期的な評価を行うべきである。
- 1 6 国際機関及び政府は、リスクを軽減し、安全なデジタル環境を促進するため、倫理的でかつ効果的な AI ガバナンスの枠組みを開発すべきである。包括的でかつ多部門的なアプローチを確保するため、我々は、政府、司法・法律の専門家、AI 開発者、市民社会及びユーザ一間の協力を促進する議論、国が主催するテーマ別会議体、タスクフォースなどのプラットフォームに参加することを推奨する。また、若者の声を適切に取り入れるため、我々は、公平で先進的な AI 改革を導くための、若者を代表とする国内及び国際的な法諮問機関の創設を提言する。
- 1 7 政府は、透明性と説明責任を確保しつつ、厳格なデータ保護措置を実施し、機微な法的データへの AI によるアクセス、保管及び管理を規制すべきである。大規模な AI 導入の前に、サンドボックス環境を使用して、管理された条件下で新規技術のテストを行うべきである。これは、本格的な導入の前に AI アプリケーションをテストするパイロットプログラムであり、リアルタイムのフィードバックと技術の進歩に基づく継続的なアップデートを確保するものである。
- 1 8 政府は、司法制度や法的手続に適用される AI モデルが、それらが出す結論や提案する決定に対して適切な理由付けを伴うことを確実にし、AI が生成した結果プロセスや意思決定基準が国民に適切に説明され理解されることを確実にすべきである。

法務・司法（民事及び刑事）の分野における新技術の責任ある安全かつ安心で信頼できる利用の確保

- 19 AI を含むデジタル技術に対する規制の枠組みは、公平性、透明性及び倫理的ガバナンスを確保するため、継続的な専門家会議や部門横断的な連携を通じて、技術の進歩に適応すべきである。司法における AI とデジタル技術を管理する法的・規制的枠組みは、技術の進歩と新たな倫理的懸念を反映するため、定期的に更新されるべきである。

AI とデジタル技術の監視、規制、説明責任の強化

- 20 政府、国連加盟国当局、司法機関及び地域社会は、苦情処理システムや定期的な影響評価を含む、説明責任を確保するための監視メカニズムを導入すべきである。定期的な公的評価は、人権とプライバシーの保護、透明性及び説明責任に焦点を当て、司法における AI の社会的、倫理的及び法的影響を評価すべきである。専門家、外部の役員及び市民社会の代表者で構成される独立した審査機関を設立し、民事及び刑事の両方における AI の決定を監督し、説明責任と透明性を確保すべきである。
- 21 司法執行のあらゆるレベルにおいて、人権侵害やテクノロジー関連の犯罪を記録して対処するため、明確で利用しやすく、標準化された報告システムを構築すべきである。この枠組みは、被害者や影響を受けた個人が事件を報告するためのアクセス可能で安全な手段を確保し、迅速な調査、法的手段及び必要な支援サービスを促進するものでなければならない。このシステムは、透明性を有し、効率的かつデジタルメカニズムを備えているべきである。
- 22 裁判官、弁護士及び法律の専門家は、専門的な訓練を通じて、AI が作成した勧告を検討し解釈する能力を備えるべきであり、自動化されたプロセスが適正手続や基本的な法原則を損なわないようにすべきである。立法者、政策立案者、法律の専門家、その他司法プロセスに携わる職員は、AI リテラシーを向上させるため、司法・法執行関係者向けにカスタマイズされた研修プログラムを受け取るべきである。これらのプログラムは、法律や司法制度における AI アプリケーションを効果的に規制し監督するのに十分な知識を意思決定者に与えるようなものでなければならない。

法制度における環境に配慮した AI の推進

- 23 我々は、政府、司法機関及び AI 開発者に対し、法執行と司法手続において資源効率の高い AI ソリューションを採用することにより、既存の環境規制、公約、持続可能な開発目標と実務を整合させるよう促す。政策は、司法へのアクセスの向上や司法システムの効率化を含む全ての AI の応用において、環境への影響を低減するため、エネルギー効率の良い AI モデル、低炭素データストレージ及び持続可能なデジタルインフラを促進すべきである。